

令和3年 第11回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年10月8日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年10月8日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	17番	藤村	隆清

4. 欠席委員 (1名)

16番 眞崎 純孝

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

2. 議事

(1) 議案第32号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第33号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第34号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) 議案第35号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(5) その他

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に6番佐藤委員、7番大石委員を指名します。会議書記は樫尾補佐を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時5分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

議長 それでは議事に入ります。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

樫尾補佐 議案第32号について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、整理番号3番との3条交換移転の贈与案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんで

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村 寅 年 子 局長補佐 樫 尾 健

主 査 竹 下 義 博

7. 書記

局長補佐 樫 尾 健

8. 議事録署名員

6番 佐 藤 一 也 7番 大 石 知

9. 会議の概要

会長 これより第11回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

樫尾補佐 保佐人の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、整理番号2番との3条交換移転の贈与案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんで保佐人の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条交換移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は自作地の相互交換となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条交換移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は自作地の相互交換となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は自作地の相互交換となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は自作地の相互交換となります。内容の説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号2番及び3番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号4番から7番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第32号農地法第3条の規定による許可申請については、許可とすることに決定します。(9時14分)

議長 次に議案第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第33号について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の有限会社〇〇です。転用目的は鶏舎更新の建て替え工事の継続で工事資材の保管場所の確保が必要となったことと、県からの指導により鳥インフルエンザ発生時の埋却場所の確保が必要となったためということになります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田、

樫尾補佐 田〇〇筆、登記簿合計面積〇〇㎡、創設非農用地面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は秋田市の土地改良事業施行者秋田県知事佐竹敬久、譲受人は田沢湖〇〇地区の農事組合法人〇〇です。転用目的は地区ほ場整備に伴い、地域で農業法人が設立されることから、ほ場整備実施時に創設非農用地の申請地に法人が利用するネギ調整施設等の建設を行うためとなります。

内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 整理番号2番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決定します。(9時25分)

議長 次に議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者として私が退席しますので、議長を交代します。

《14番高橋代理 議長席に着席》(9時26分)

議長 事務局より整理番号3番について説明をお願いします。

竹下主査 議案第34号整理番号3番について、内容の説明を致します。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買になります。申請事由は、この案件は現在、所有権を移転する者及び移転を受ける者で利用権の設定が行われており、所有者の要望及び受け手の規模拡大のためとなります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号3番について、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時28分)

議長 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《17番藤村会長 復席》(9時28分)

議長 続いて、議案34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号3番を除いて事務局より説明をお願いします。

竹下主査 内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇

竹下主査 筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は畑、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に利用権設定新規案件について説明します。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。利用権の設定をする者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆・畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。利用権の設定をする者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の株式会社〇〇となります。利用目的は田・畑、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。利用権の設定をする者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、

竹下主査 年額米〇.〇俵となります。

整理番号7番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。利用権の設定をする者は〇〇町にお住まいの相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇株式会社となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番から13番までの6件は再設定案件のため、説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号1番についてを3番草薙委員よりお願いします。

3番草薙 《現地確認報告》

議長 続いて整理番号2番については私が報告致します。

17番藤村 《現地確認報告》

議長 次に整理番号4番及び5番についてを9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議長 整理番号6番について、4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 整理番号7番について、12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇 《現地確認報告》

議長 整理番号8番から13番については、再設定案件ですので現地確認報告は省略致します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号3番を除いて、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時36分)

議長 次に議案第35号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第35号現況非農地証明願いに対する可否決定について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。所有者は〇〇県〇〇市の〇〇株式会社です。非農地の事由につきましては、申請地は湖畔護岸のために平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで農地法第5条の許可を受けているが、改めて非農地としての申請を行いたいためとなります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。非農地の事由につきましては、申請地は平成〇〇年月日不詳より原野化していることから非農地として申請するためとなります。

内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議長 整理番号2番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第35号現況非農地証明願いに対する可否決定について、許可することに決定します。(9時44分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 協議事項

(1)令和3年度秋田県農業委員大会の提出議案(第2次議案)について

(2)令和4年度関係行政機関に対する意見書作成に対する要望の提出について

嶋村局長 連絡事項 今後の日程について

10月25日(木)午前9時 農用地利用調整会議

角館庁舎「101・102会議室」

11月 1日(月)午後1時 令和3年度秋田県農業委員大会

能代市文化会館

11月 5日(金)午前9時 第12回農業委員会総会

角館庁舎1階「101・102会議室」

議長 説明が終わりました。ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、これで令和3年第11回仙北市農業委員会総会を閉会
致します。お疲れ様でした。(9時44分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年10月8日

議長

署名員 6番

署名員 7番
